

佐賀市都市再生協議会について

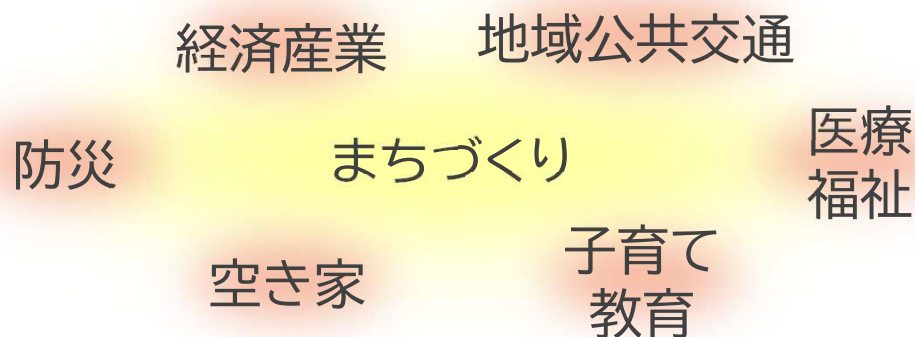
都市再生協議会とは

◆都市再生特別措置法に基づき市町村毎に設置できる法定協議会

◆まちづくりに関する計画の作成・実施に必要な協議を行う。

対象となる計画：都市再生整備計画、立地適正化計画など

◆様々な分野の視点を取り入れることで、より実効性の高い計画とすることが期待される。



佐賀市都市再生協議会の協議事項

- 1 立地適正化計画の策定・変更に関すること
- 2 立地適正化計画の評価に関すること
- 3 その他立地適正化計画に関し必要と認める事項

【これまでの経緯】

令和4～5年度 立地適正化計画策定に向けた協議(5回)



令和6年4月 「佐賀市立地適正化計画」策定

今後の協議

「佐賀市立地適正化計画」の改訂について

令和6年4月の「佐賀市立地適正化計画」策定後に、
佐賀市のまちづくりを取り巻く環境の変化があったことから、
より実効性の高い計画とするため、**計画の改訂**を行います。

委員の皆様のご意見を計画改訂の参考とさせていただきますので、
幅広い視点からのご意見をお願いいたします。